令和元年9月1日発行（毎月1回1日発行） 通巻820号 昭和15年4月18日第3種郵便物認可 CODEN:KAKYAU ISSN 0451-1964

CHEMISTRY

化学

SEPTEMBER
2019
Vol.74
9

解説 ● Research article

放射線による DNA切断反応の瞬間

紹介 ● Topics

シリコーン多孔体・マシュマロゲルを用いたDIY実験ツールの開発

新連載 ● New series

ケミストが語る 形成・美容外科学 よもやま話

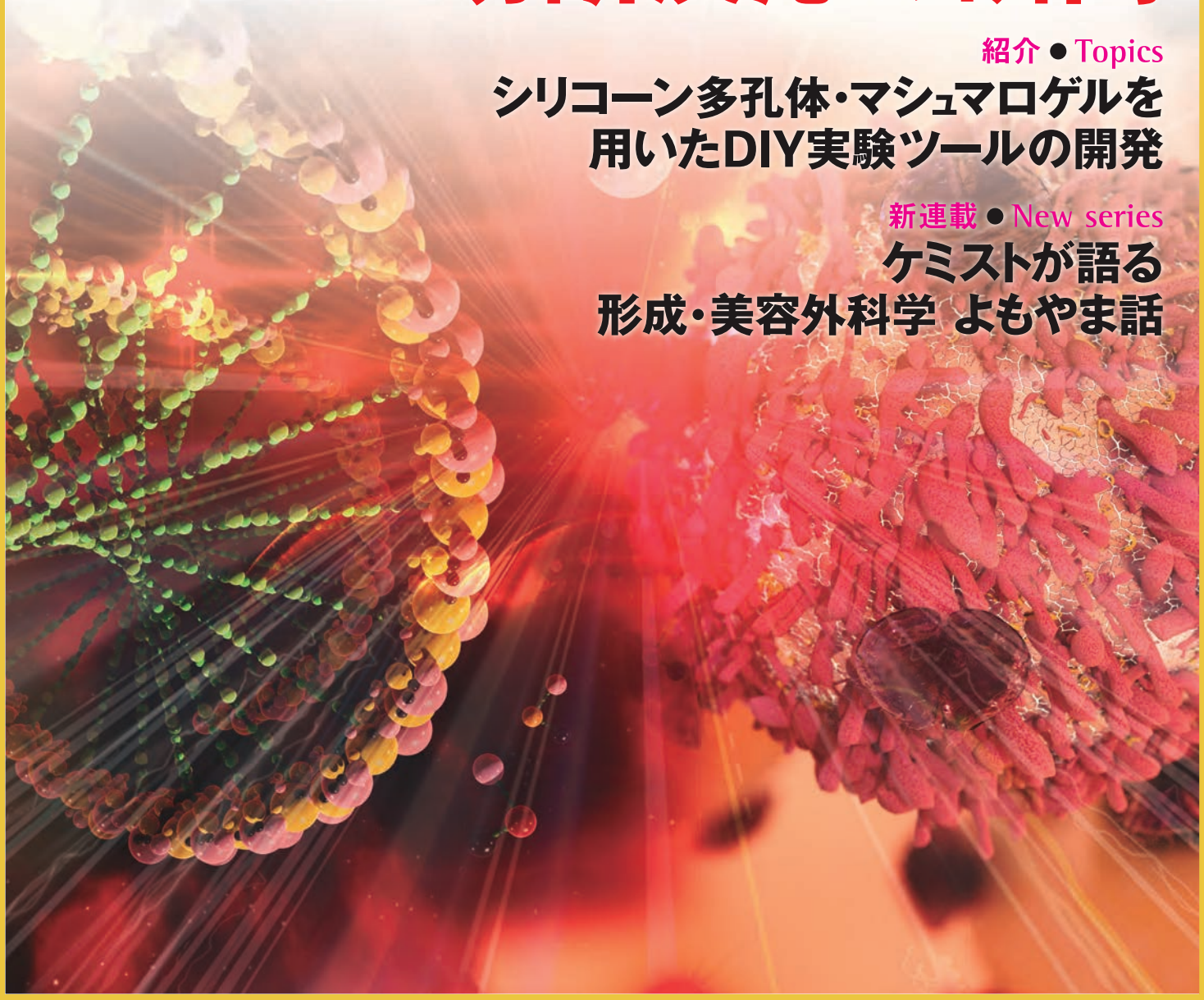

化学の
特許はおまかせ!

中務先生のやさしい
カガク特許講座

第9回

特許請求の範囲とは？（前編）

中務茂樹
特許業務法人せとうち国際特許事務所

今月のホーリツ

「特許法」

第36条第5項（特許請求の範囲の記載要件）
「第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。（以下略）」

第68条（特許権の効力）
「特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。（以下略）」

第70条（特許発明の技術的範囲）
「第1項　特許発明の技術的範囲は、願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。
第2項　前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
第3項　（省略）」

PHOTO: maradon 333/Shutterstock.com

なかつかさ・しげき ● 特許業務法人せとうち国際特許事務所代表社員弁理士．岡山大学非常勤講師．1961年岡山県生まれ．1987年京都大学大学院工学研究科修士課程修了．（株）クラレ，特許事務所を経て，2008年せとうち国際特許事務所を設立．＜趣味＞ 家庭菜園，犬の相手．

「ものづくり」をその基本精神に置く化学系の研究を行っていると，開発した新しい技術を世の中に広めていくうえで論文公開のほかに「特許の出願」を行う機会もあるのでは？ 知ってて損はさせない特許についてのアレコレを，生涯一ケミストを自認する中務先生がイチからやさしく教えていきます！

「特許請求の範囲」は特許制度のツボ

本連載では，全8回のなかで合計50回以上「範囲」という単語をうるさいくらいに連呼してきました．今回から，ズバリ「特許請求の範囲」についての説明を2回にわたってしていきます．学術論文にはなく，特許文献だけに記載される「特許請求の範囲」．これを理解することが特許制度全体の理解につながるのです．気合を入れて勉強しましょう！

特許請求の範囲の働き

今月のホーリツに記載の特許法第68条に「特許権者は，業として特許発明の実施をする権利を専有する」と規定されているとおり，特許権をもつ者は，業（ビジネス）として特許された発明を独占実施することができます．では，「特許発明」の範囲はどのように定められるのでしょうか．

特許法第70条第1項には，「特許発明の技術的範囲は，願書に添付した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」と規定されています．「定めなければならない」と記載されているとおり，特許請求の範囲を基準とすることは絶対的なのです．一方，特許法第70条第2項には，「願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して，特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈する」と規定されています．すなわち，明細書の記載は，特許請求の範囲を解釈するための参考資料にすぎないのです．

たとえば，私の顧客企業の方が，「中務さん，ライバル会社の特許の明細書の実施例に書かれていることと，ウチがやっていることがほとんど同じなんですけど，大丈夫でしょうか？」と尋ねてこられたとしましょう．このようなとき，私はライバル会社の特許の請求項を確認したうえで，「御社の実施内容は，ライバル会社の『特許請求の範囲』から外れているから大丈夫ですよ」と回答することがよくあります．このように，権利範囲を画定するための働きを一手に引き受けているものこそが「特許請求の範囲」であり，明細書「だけ」に記載されていることは権利に無関係なのです．

特許請求の範囲とは？

特許の話をしていると，「特許請求の範囲」，「請求項」，「クレーム（claim）」，「技術的範囲」，「権利範囲」と，なんだか似たような言葉がでてきます．一旦ここで少し整理しておきましょう．

■請求項，クレーム

特許法第36条第5項には「特許請求の範囲には，請求項に区分して，（中略）記載しなければならない」と規定されています．つまり，「特許請求の範囲」のなかに「請求項1」，「請求項2」，…というような複数の「請求項」が含まれているという構成なのです．英語ではこのような用語の使い分けはなく，いずれも「claim（s）」で表されシンプルです．私たち弁理士も日常的には「請求項」，「クレーム」ということがほとんどですから，「特許請求の範囲」という言葉は，正しい法令用語としておもに書面で用いられるものだといえます．

■技術的範囲

また，特許権を行使できる範囲のことを法令用語では「技術的範囲」といい，私たちも正式な書面ではそう書きますが，これも日常の議論ではあまり使われず，単に「権利範囲」ということが多いです．英語では，「範囲」は「scope」なので，特許権で保護される範囲といった意味で「scope of protection」という表現もよく使われます．

ここで説明した用語は現実にはかなり曖昧に使われています．したがって，特許請求の範囲に記載されている「請求項（クレーム）」と，特許発明の技術的範囲についてざっくり表現した「権利範囲」の二つの用語を使うことができれば，議論する際に困ることはないでしょう．

請求項の読み方（権利一体の原則）

■構成要件

特許法第36条第5項には「特許請求の範囲には，（中略）各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない」と規定されています．ここで，「特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項」というフレーズは長くてわかりにくいので，「構成要件」といい換えます．「構成要件」とは，発明を構成する必要条件という意味です．そうすると，同項は「請求項には，構成要件のすべてを記載しなければならない」と書き換えられます．

■権利一体の原則

このときポイントとなるのは構成要件の「すべて」を記載

コラム

「請求項なんて日本語じゃない！」

「請求項なんて，もはや日本語じゃないですよ．変な文章をわざとわかりにくく書いていますよね」などといわれることがあります．確かに読みづらい文章ではありますが，決してわかりにくく書いているのではなく，より広く明確な権利を取得しようとするとそうなってしまうのです．

まず，請求項では権利を取得しようとする対象を明らかにしなければなりません．したがって，対象とする発明が「物」にしろ「方法」にしろ，文章の最後は必ず名詞になります．そして，一つの請求項で保護される対象は一つなので，多くの場合一文で記載しなければなりません．保護対象を明確にするために，そのような書き方になるのです．学校の作文の授業では，主語，述語の順番で文章を記載し，複雑になったら文章を切断しなさい，と教わりますが，請求項の記載はその真逆なので読みづらいのです．

そして，多数の構成要件でそのたった一つの名詞を修飾していきますので，一文がとても長くなってしまいます．多くの請求項は，「A，B および C を含む組成物」みたいなシンプルなものではなく，たいてい「a1，a2 または a3 から選択される A，ガラス転移温度が○～×℃の B，および化学式（1）で示される化合物 C を含み，A，B および C の含有量が数式（2）を満足し，25 ℃における曲げ弾性率が▲～□ MPa である組成物」といったような文章になります．選択肢，配合比，物性パラメータ，化学式，数式などを動員し，先行技術から区別できて優れた効果を奏する範囲を，できるだけ広くしかも明確に囲めるように，あれこれと構成要件を組み合わせて表現するのです．

構成要件は，具体的で狭いほど明確でわかりやすく，広くしようとするほどわかりにくくなります．たとえば，「エタノール」はわかりやすく議論の余地はありませんが，「炭素数1～6の脂肪族アルコール」とした場合には，環骨格をもつシクロヘキサノールを含むのかどうかなど，解釈に余地が生じてわかりにくくなります．そのため，広い権利を得ようとするほど，構成要件がわかりにくくなる傾向にあります．

以上のように，請求項は特殊な文章ではありますが，決してわざとわかりにくく書いているのではありません．このことは外国でも同様であり，英語で書かれた請求項を和訳しても日本出願の請求項と似たような書き方となっていますから，請求項を記載する作法は万国共通のようです．もしかしたら，アメリカあたりでは「請求項なんて英語じゃない！」なんていわれているかもしれませんね（笑）．

[請求項1]ポリプロピレン(A), ヒンダードフェノール系酸化防止剤(B), ヒンダードアミン系光安定剤(C)および顔料(D)を含む樹脂組成物.

・組成物1：A+B+C+D ⇒ 侵害
・組成物2：A+B+C+D+E(ベンゾトリアゾール)
　　⇒ 侵害(利用発明)
・組成物3：A+B+C ⇒ 非侵害
・組成物4：A′(ポリエチレン)+B+C+D ⇒ 非侵害

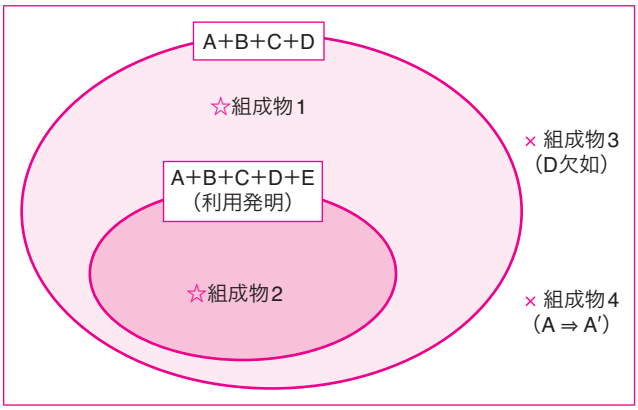

図1　特許請求の範囲の実例

しなければならないという点です.「すべて」を備えたものを一体として捉える大原則のことを「権利一体の原則」といいます. そして, 構成要件の「すべて」を満足する第三者の実施行為に対して特許権が及ぶことになります.

■実例で考えよう

図1に示す実例を見ながら詳しく説明していきましょう. 請求項1は「ポリプロピレン(A), ヒンダードフェノール系酸化防止剤(B), ヒンダードアミン系光安定剤(C)および顔料(D)を含む樹脂組成物」です. 熱による酸化劣化を防止するB, 光による劣化を防止するC, 光が内部に侵入するのを抑制するDを組み合わせて, ポリプロピレン樹脂組成物の耐候性が改善されました.

A, B, C, Dを含む組成物1を第三者が許可なく実施していればもちろん特許権侵害です. 仮に, 組成物1に新たにE(ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤)を加えてさらに高性能な組成物2としたとしても, A, B, C, Dを含むことには変わりはないので, 特許権侵害になります. このように, 請求項の内容を丸ごと利用した発明を「利用発明」といい, 権利範囲に含まれます. 一方, 顔料(D)を配合せず, A, B, Cだけを含む組成物3は構成要件を「すべて」満足するわけではありませんから, 権利範囲には含まれません. また, ポリプロピレン(A)をポリエチレン(A′)に置き換えた組成物4も同じく権利範囲には含まれないのです.

こうして「権利一体の原則」に従い, 構成要件ごとに検討すれば, 権利範囲の解釈もわかりやすいと思います. しかし実際は, このようにシンプルな構成の請求項ばかりではないのが悩みの種です(コラム参照).

習うより慣れろ

特許請求の範囲と明細書の役割分担や, 請求項に記載された発明の権利範囲の解釈のしかたについてご理解いただけたでしょうか.

長くて複雑な請求項を読むのは簡単なことではありませんが, 構成要件に分けてていねいに検討すれば案外と理解できるものです. また, 構成要件の解釈に際しては, 明細書中の説明を参照しましょう. 請求項を読むのは, 学生時代の長文読解のテストと似ていて, あれこれ参照しながら繰り返し読んでいるうちにだんだんと理解できるようになるものです.

次回 *NEXT*

特許請求の範囲とは？（後編）
「特許請求の範囲」について, もう少し突っ込んで説明します.「物」の請求項と「方法」の請求項はどう違うのか？ 一つの出願中に多くの請求項が記載されているのはなぜなのか？ 請求項についてのよくある疑問に答えていきます.